

人の移動にみる日本のグローバルゼーションの特徴と 多文化教育の可能性

佐久間 孝正

1. 近年の日本の人の移動の特徴

日本の人の移動は、近年ますます盛んになっているが、その特徴として次の3点をあげておく。第1は、アジア近隣諸国からの移住が多いこと、なかでも中国系の台頭が著しい。これまで日本の伝統的な外国人は、朝鮮半島出身者であった。しかし、1984年の父母両系血統主義の採用により、母親が日本国籍の場合でもその子に日本国籍が与えられるようになったこと、また特別永住者の世代交代や帰化の増加により、07年末に初めて中国人が朝鮮半島出身者を抜き、08年末には、中国65万5377人に対し、韓国・朝鮮58万9239人とますます差が拡大している¹⁾。

第2は、このようなマイノリティが日本社会では可視化されないことである。イギリスの伝統的なマイノリティは、カリブ系やインド亜大陸系である。イギリスでは、01年末の統計によるとマイノリティの85%までが黒人やアジア系の非ヨーロッパ系なのに対して、日本は、アジア系と日系南米人で90%以上を占める。日系南米人には、可視化されにくい人も多いため、日本のマイノリティの特徴は、インビジブルな点にある。

このインビジブルな特徴は、身体的にばかりでなく、都市景観的にも、すなわち宗教的かつ文化的にもいえる。イギリスのマイノリティの majority が、インド系であるということは、宗教的・文化的にヒンドゥーやイスラーム、シクの人が多く、かれらはヒンドゥー寺院やモスク、グルドゥワラーのような宗教施設をもつので、その

ような建造物や行きかう人々の服装においても、日常的に社会の多文化、多民族化を意識させる。日本のマイノリティは、かれらもまた同質幻想的な空間で生きることを余儀なくされている。

第3は、居住空間の特徴である。07年に、都道府県別総人口に占める外国人の比率で従来トップだった東京都を愛知県が抜いた。伝統的なオールドカマーの集住都市大阪府は、だいぶ前に他の諸県に抜かれている。08年末の統計では、世界的な不況もあり再度東京都がトップになったが、このところの都道府県別外国人比率の高い地域をあげてみると、東京都以外は愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、大阪府、群馬県、滋賀県、京都府、長野県（山梨県）の順となり、その多くはニューカマーの多い所である。これをみても今後は、ニューカマー外国人児童生徒の教育が本格的な課題となるだろう。

2. 東アジアの人の移動をどうみるか

中国系の動きが、日本のグローバル化で大きな意味をもつことをみたが（グローバル・シニサイゼーション）、かれらの出身地域の特質は何か。中国には、2008年末で日本に1万人以上送り出している地域が、台湾をのぞいても大きく4つある。1つは中国東北部、2つは河北、山東、江蘇と北京や上海の沿海部並びに都市直轄地、3つは伝統的な海外移民の地、浙江省、福建省、広東省と続くが、ただし香港は意外に少ない。これは英語圏であり、伝統的に日本よりイギリスやカナダ、

オーストラリアなどの英連邦との関係の方が強いことと関係していよう。最後の4つが内モンゴルである。

これら4つの地域は、エスニシティが異なる。1は女真族なりツングース系であり、2、3は漢民族、4はもとは遊牧民族が主であった。中国という日本人のわれわれは、日本と同じかなり均質化された1つの国からきているイメージをもつが、「多民族複合国家」からきているとみる視点が重要である。

それだけに宗教的にみても多様で、信仰の自由が認められた後は、女真族やツングース系はもともと仏教であるが、無神論者も多い。漢民族は仏教や道教などであり、モンゴルは、チベット族と並んでダライラマを教祖とするチベット仏教である。ほかにも回族や台湾出身者がいるので、宗教や文化的な多様性はさらに複雑であり、EUの感覚で人の流れを概観するなら、中国1国の人の移動でも、十分に日本近隣から多様なエスニシティなり文化を背負った多民族が来日しているとれる。

東アジア共同体が形成されていなくても、東アジアなり北東アジアの人の移動は、多文化、多民族が融合しつつダイナミックなかたちですでに始まっている。中国の総面積959万7000平方キロは、EU27カ国の総面積(434万平方キロ)の2倍を上回り、人口においてもEUの総人口の3倍近くに及ぶ。それゆえ中国人は、移住後も中国「国民」としてのコミュニティ形成よりも、同じ宗族、母語、習慣単位で共同関係を形成する方を好む。これは日本のみならず、イギリスやEUでも同じである。

考えてみれば、以前中国は5族の中国と呼ばれたときがある。5族とは、満州族、漢族、モンゴル族、チベット族、ウイグル族である。これらの5族は、そのまま世界帝国や国家を形成してもおかしくない民族である。そもそもの中国帰属の始まりは、かれらからすれば藩を選んだだけであり、現在のような統合された国家に所属したとの観念

は弱い²⁾。かれらが、海外に出た場合、イギリスやEU、日本で統一国家のメンバーとしての帰属感が多少弱くてもそれは驚くことではない。現在、新疆ウイグル自治区で漢族優位に反抗する動きが起きているが、これはチベット族にもいえることである。

こうした複雑な民族構成に注目して、独自の5族の帝国形成を唱えたのが、戦前の日本帝国であった。宗教も文化も異なるウイグル族とチベット族の代わりに、日本と朝鮮族を加え、満州族、モンゴル族、漢族の5族にしたのである。そしてこれを口実に、朝鮮族と満州族を日本帝国に従属させ、同時に清朝の皇帝の名前も変えた。愛新覚羅を愛親覚羅とし、その「親」を天皇としたのである。

このような戦前の中国侵略を快く思っていない人々、わけてもその突破口に使われた中国東北部から、歴史はめぐって現在、中国のなかでも最も多くの人々が日本に来ている。それだけにこのような人々との多文化共生には、どのような配慮が必要か、この問題については最後に言及する予定である。

3. 日本の外国人問題の人種性、階級性

外国人問題と多文化共生とは、しばしばいわれることである。しかしこの文言の使われ方は、日本では人種的にして階級的である。それは、外国人の存在が問題化され、それゆえ共生の対象とされている人々は、すべての外国人ではなく非欧米圏の日本よりも経済的に遅れている出身国の人々が暗黙のうちに想定されている事実である。

一例をあげれば、東京都新宿区は、08年末時点で外国人登録者総数が3万3555人と都区内最大の集中地域である。上位5位までの出身国内訳は、韓国朝鮮1万4515人、中国1万37人、フランス1224人、ミャンマー1100人、フィリピン896人、アメリカ853人であるが、外国人の存在が問題化され、共生の対象とされているのは、中

国人や朝鮮半島出身者、そして近年増加中のミャンマーやフィリピンの人々であり、3位のフランス人や6位のアメリカ人の存在は、ほとんど意識されていない。

フランス人が、外国人の集中している新宿で3番目に多い外国人であることすら知らない人も多い。むしろフランス人よりも少ないミャンマー人やフィリピンの方が、新宿区の外国人問題として表象され、多文化共生の対象とされているのは、共生という名の同化が日本の共生論の根底にある。欧米人を同化させるのは、もともと無理であり、経済的にも基盤がしっかりし、言語的にも国際言語である英語の話者である限り、自由にさせておいて問題はないとみているのである。

ということは、外国人問題と多文化共生とは、途上国の出身者で日本の文化を知らない人に日本人の行動様式を知ってもらい、日常生活上摩擦が生じないように「同化」してもらい、その上で共生していこうというのがその内容ではないかとも思われる。欧米人や専門職の人が対象ともされていないという点で、外国人問題と多文化共生の人種的にして階級的な一種のイデオロギー性がみとれる³⁾。

4. インド系の日本から海外への脱出の意味するもの

これを子どもの教育の観点からみると、ある興味深い事実が浮かび上がる。それは英語を説明言語にしている出身国の子どもは、日本の学校に來ないことである。このなかには、インドのような母語は英語ではなくても、エリート層に顕著な、英語で子どもを教育している父母も日本の学校を避ける事実である。

江戸川区は、インド系が集中している所である。09年1月末の江戸川区のインド人は、2187人であり、20年前の1988年時点では32人だったから、この間ざっと70倍以上の増加である。世界同時不況が問題化されても09年1月末の2187人

から09年6月末までの2305人と、5か月の間にも118人増えているからIT技術者の需要の高さがわかる。

このインド人の滞在資格をみると、最も多いのが家族滞在の1013人、46.3%であり、続いて技術の578人、26.4%、企業内転勤の151人、6.9%、人文知識・国際業務の107人、4.8%が主なところとなっている。家族滞在が多いということは、子どもも含まれ、これは年齢別の滞在者動向からもわかる。

08年4月1日の時点で、0～9歳は429人、22.9%、10～19歳は29人、1.5%、20～29歳が475人、25.3%、30～39歳が755人、40.3%、40～49歳が106人、5.6%、50～59歳が24人、1.2%、60～69歳が11人、0.5%である。

この年齢別にみた滞在者から重要な事実がうかがえる。それは、インド人の子どもは、小学生期は日本に滞在していても、中学生相当年齢になると激減することである。同時にこの層の子どもの激減が、当然に親の年齢層の変化も伴っていることである。すなわち0歳から9歳までの年齢層の子どもは、全体の23%を占めていたのに、中学校年齢に相当する10歳から19歳の層は、1.5%にまで激減している。それに応じて親世代も、小学生の親に相当する30歳代が40%もいたのに、中学校世代の親に相当する40代、50代の滞在者が激減しているのだ。

江戸川区の外国人登録をみる限り、インド人が不況期になっても増えているIT産業に従事する高度人材が主だとすると、このような親たちは、中学生になるまで日本で教育する気持ちはもっていないことを物語る。

インドの子どもたちは、日本に在る間、どこで学んでいるのか。09年5月1日時点で、区内公立の小・中学校には、小学校399人、中学校177人、総数576人の外国人児童生徒がいる。しかしこのなかにインド人はいない。インド人は、江戸川区をみる限り日本の公立小・中学校に行かないのである。日本の学校に行ったのでは、英語を始

めその他の算数等においても、祖国のハイクラス教育からは遅れてしまうのである。

江戸川区でインド人の就学期の子どもの受け皿になっているのは、同区西葛西にある Global Indian International School (グローバル・インド国際学校、GIIS を略記) である。09年9月1日の時点で、196人の児童生徒がおり、そのなかに日本人も全体の20%を占める。日本人の子どもがいるのは、英語を習得させるためである。もし英語を習得させようとしてインターナショナル・スクールに入れれば、年間最低でも100万円、普通は150万円から200万円はかかる。GIISならそれが60万円少々ですむ。そこで英語を子どもの時期から教育したい父母は、GIISに入れるのである。

ただし日本人が多いのは、幼児教室や小学校でも低学年である。日本の学校教育法では、一条校で教育することを父母に義務付けている。インターナショナル・スクールやGIISで日本国籍の子どもを教育することは、就学義務を果たしていないととるのである。そのため、学年が上がるにつれて日本の学校への編入が困難になるのを避けるため、転校させる父母も多い。事実、江戸川区教育委員会は、インターナショナル・スクールや民族学校を選択した子どもは、その後引き受けないことになっている。

上級生になるにつれて、生徒数が少なくなるのは、インド人もである。インド人にとっては、GIISで子どもを教育するのですら、上級生になると生徒数が少なくなるので将来の大学受験や資格取得には不利とみて、親ともども転勤を望むのだ。インド人が子どももその父母も、子どもの学年が増すにつれて日本を離れている動向は、同じく家族滞っている日系人と比較しても際立った特徴になっている。

江戸川区に日系南米人は少ないので、ここでは全国の動向と比較することにした。08年末(カッコ内は07年末)のブラジル人の総数は、31万2582人(31万6967人)である。その年齢別

の内訳は、0～9歳が3万7389人、11.9%(3万7444人、11.8%)であり、以下、10～19歳が3万670人、9.8%(3万847人、9.7%)、20～29歳が7万2262人、23.1%(7万7706人、24.5%)、30～39歳が7万2313人、23.1%(7万3479人、23.2%)となっている。子どもたちの親に相当する40～49歳は5万4080人、17.3%(5万3834人、16.9%)、50～59歳が3万2859人、10.5%(3万1919人、10.0%)である⁴⁾。

これからみてとれるのは、ブラジル人の場合、0～9歳と10～19歳にそれ程差がなく、その親世代の40歳代、50歳代とも大きな差がないことである。確かにブラジル人の場合も若い人が多く、20代、30代の人20%以上を占め大きな層を形成しているが、小学生や中学生の父母世代もいづれも10%以上滞在している。インド人のように、0歳から9歳までの児童が全年齢層の23%もいたのに、10代になるとそれが1.5%に激減することはない。

ここから、現行の日本語のみの教育制度では、外国人の未来を担う子どもが育たないのみならず、資格や能力をもつ働き盛りの40～50歳代の成人世代をも失っていることがわかる。

5. 高等教育進学の種類

インド人の行動は、これからの日本の教育界にいろいろ示唆するところが多い。

一般に世界的にみると高等教育に進学するには、資格取得型と課程修了型の二種類がある。前者はイギリスなどにみられるもので、大学に進学するには、中学校やシックス・ホームを修了する必要はない。確かに中学校を修了する場合は、ナショナル・カリキュラムに相当する科目を中心に12科目程度の中等教育修了資格試験(General Certificate of Secondary Education, GCSEと略)を受験し、成績評価がなされるが、全科目不合格でも卒業できる。卒業に成績いかんは連動しない。これはあくまでも中等教育卒業年次の資格の水準

を示している。

シックス・ホームや大学に進学する際重要なのは、むしろ GCSE 試験や一般教育資格 (General Certificate of Education, GCE と略) で自分が専門とする科目の成績すなわち資格の方である。大学受験なら GCE 試験で3教科以上の A レベルを取得していないと入学できない。大学の授業についていけないからである。

他方、日本の高等教育への進学は典型的な課程修了型である。高等学校に進学するには、中学校を、大学に進学するには高等学校課程を修了していなければならない。もちろん、中学校にも高等学校にもそれぞれの課程を修了するに等しい検定試験はある。中学校卒業程度認定試験や高等学校卒業程度認定試験である。

しかしこれらはあまり一般的なものではない。特に外国人にとっては、一発受験で中学校や高等学校程度の卒業資格を取得することは容易ではない。はるかに各課程で受けとってもらい、各課程を修了することにより上級コースに進学する方が一般的である。それ故日本の学校では、外国人児童生徒を小学校や中学校がしっかり受け止め、各課程を修了できるようにすることが重要になってくる。

これはもちろん外国人に限らず日本人も同様である。ただ外国人は、言葉のハンディを伴うため、基礎的なレベルからの配慮が求められる。日本の学校で外国人児童生徒の受け止めに配慮が必要なのは、職業資格や高等教育へのアクセスが、このような課程修了型を前提にしているからである。

たしかに日本も高等教育機関への進学を資格取得型に変更してはどうかということになるが、日本人にはともかく外国人には、日本語というマイナーな言語の制約上、非現実的であろう。イギリスをみていると、高等教育へのアクセスが外国人にも資格取得型で可能なのは、英語という国際言語を母語にしていることが大きい。英語に堪能であれば、将来仕事をするのが非英語圏でも大きな資格になるからである。そのため子どもも大人も

英語の資格を取ろうとする。高等教育へのアクセスが、資格取得型でやれるわけである。

このことを考慮すると、日本の外国人児童生徒が、日本の学校を選ばずにインターナショナル・スクールやインド系の学校に顕著なように民族学校といっても英語を教授言語にする学校を選択するのは、日本における外国人児童生徒教育の難しさを物語っている。日本の子どもですら、小学校からの英語教育の重要性が語られているなかでは、外国人に日本の学校を選択させる意味付けがなかなか難しい。

6. 多文化教育の現実的課題

このようなことを踏まえて日本の教育界が、現時点でニューカマーの児童生徒を受け止めるとすれば、3つの方法にわかれる。1つは、今述べたインターナショナル・スクールである。ここで重要なのは、英語で教育がなされることもあり、日本の児童生徒も多く、多国籍であり、授業料も高く、したがって親の階層も高いことである。卒業生の進路は、日本の大学では、ICU や上智大学であり、他は海外の大学に進学し、就職後日本に来ることを考えたりしている。

インターナショナル・スクールで問題なのは、小・中校で同校を選択した場合、日本の学校教育法では、就学の義務を果たしていないことになり、インターナショナル・スクールの小学校卒業では日本の中学校に進学できない場合があることである。父母の階層が高く、子どもの学歴も高いことで問題化されることは少ないが、日本の公立校でも小学校5年生から英語教育が始まることを思っても、インターナショナル・スクール選択者に就学の義務を果たしていないとするのは、多様な学ぶ機会が増えている現在、いろいろ問題も多い。

海外から帰国した児童生徒は、全く問題なく日本の学校に受け入れられていることを思っても、日本にいながら小学校でインターナショナル・スクールを選択したばかりに、中学校で日本の学校

への編入を拒否されるような不利益は、人の移動の盛んな時代のねじれ現象ともいえる。

2つ目は民族学校である。日本には伝統的に朝鮮中高級学校から最近の南米系学校、さらに中華学校など、これにも多様な学校がある。ここでは抱えている問題が、民族に応じて個別的であり、朝鮮中高級学校のようにすぐれて政治的な問題から、南米系の学校のように帰国を前提にしているため各種学校等の資格においても不利な状況に置かれている学校もある。

1と2の学校に共通の課題は、学校としての基準を満たしている学校には、きちんと各種学校なり、一条校に準じる学校としての財政的な支援をすること、寄付金には税制上の優遇処置をすることなどである。またこれらの学校の意義であるが、これから述べる3の学校が、多文化的な教育対応がなされていない現状をみると、十分に存在の意義があり、かつ多様な学びの機関が存在すること自体、多文化の時代には貴重である。

これらの学校を隔離化しないで、地域ぐるみで日本の学校と交流を図っていくことは、日本の児童生徒の異文化トランスや多文化リテラシーの育成にとっても重要なことである。

3つは、日本の公立小・中校で外国人児童生徒の受け入れを充実させることである。現在日本の公立小・中校では、多文化教育はほとんど行われていない。外国人集住地域で行われている受け入れ施策も、ほとんどが適応教育としてである⁵⁾。これは、子どもの教育を担当する文部科学省の組織からもわかる。文部科学省のなかで外国人児童生徒を扱うのは、初等中等教育局の国際教育課であり、ここは同時に帰国の子どもを扱っている所である。帰国の子どもは、当然日本人であり、かれらの受け止めてきた言語や文化は尊重されても、基本は日本人として早く日本の教育に適応していくことである。外国人児童生徒もこの適応教育の一環として受け止められているので、多文化教育の対象にはなっていない。

ここからみえる日本の教育界の課題は2つ、1

つは、日本の学校が外国人児童生徒を積極的に受け止め、外国人児童生徒の文化にも配慮しつつ、相互交流を深め、複数の文化を認めていくこと。文化の認め方には、母語教育に配慮したり、母文化を尊重し、日本の文化や習慣をかれらに押し付けられないことなどによってである。残念ながら、日本の公立校で現在行われている教育には、多文化教育的な実践は限られている。多くは、同化教育であり、それは適応教育という形で行われている。

2つは、日本の学校を選ばなかったエスニック・スクールなりインターナショナル・スクールと地域の日本の学校が交流を深める形である。日本の地域社会には、多様な文化をになった子どもがおり、そのかれらとの交流を通して、日本の文化を相対化しつつ、異文化に対する理解力を高めていく方法である。日本の学校以外の学校の存在を肯定し、そのような学校との文化交流を認めるのは、すでに日本の学校でも小学校5、6年生から英語教育の必要性が問われている段階で、あえて外国人児童生徒をよりマイナーな日本語を教授言語とする学校のみで教育することだけが教育ではないからである。グローバリゼーションは、日本の学校教育の在り方をも根底から問い質している。

あえてこの問題に言及したのは、すでに日本の大学教育や大学院教育では、英語による研究が不可欠になっていることと関係する。すでに学部段階でも英語による教育が行われており、その比率も年々向上し、大学院となると、さらに高まる。

社会学者のルーマンが予見した通り、グローバリゼーションは、国境という境界よりも、分野別による境界を進行させ、高等教育は英語という世界語による研究と現地語による研究とに境界を分けるようになっていく⁶⁾。その上で現地語による重要な研究は、年々、その比重を低下させている。

高等教育ですでに始まっているこのような傾向を前提にするなら、あえて外国人児童生徒を日本の学校教育だけで受け止める必要はない。ただそこで問題となるのが、階層である。日本の公立校

に就学するなら、義務教育はほとんど学費がかからない。しかし、インターナショナル・スクールに典型的なように、そこに就学するには、多額の教育費がかかる。階層の高い子どもは、インターナショナル・スクールへ、そうでない子どもは公立校へという二極化がおこる可能性もある。現在、これを阻止しているのは、日本の一条校という学校制度と大学受験である。日本の大学受験が、外国語はともかく、その他の科目では日本語が前提になっているからである。

7. 日本の多文化教育の可能性

以上のことを踏まえて日本の多文化教育の方向を考えてみたい。これまで確認してきたことを言語別にみると、日本の外国人児童生徒は大きく欧米系言語と非欧米系言語とにわかれる。欧米系は日本の一条校への在籍が少なく、多くは、帰国後の高等教育への進学や世界で活躍できる資格を求めて、インターナショナル・スクールやそれに準じる学校を選んでいる。そのため、かれらの父母もせっかく高度人材に相当する資格をもちながら、子どもの教育上、子どもが中学生になる頃から日本を離れる傾向にある。日本の教育の国際化や競争のグローバル化に負けない人材獲得という観点からすると、これは二重の損失である。

そうなるとインターナショナル・スクールの競争力を維持するためには、このような学校に対する一条校に準じる支援は不可欠である。インド人学校のように上級生になるにつれて生徒数が激減するのは、少ない生徒で学力を身につけるには制約があるからである。一条校に準じる学校として学割などでも不自由しないで通えるようになれば、生徒数を一定数確保でき、生徒同士の切磋琢磨にも貢献できる。

また大学入試制度の改革なくして学校改革は難しいといわれるが、日本の大学もインターナショナル・スクール修了生がさらにアクセスできるように、さまざまな資格を考慮して受け入れ体制を

整備する必要もある。都内のある総合大学では、2010年9月より、英語だけの授業で学部履修・修了が可能のように、カリキュラム改革がなされるという。これは帰国の子どもやインターナショナル・スクールの修了生には、朗報であろう。

さらに日本の一条校の国際化、異文化リテラシーを高めるためには、一条校そのものでも欧米圏の子どもたちが学びやすい環境を整備する必要がある。例えば、中学校の社会科や高校の地歴・公民は、教育理念を日本社会や日本の歴史の理解並びに日本国民にするだけの教育ではなく、アジア近隣諸国との関係を踏まえてよりグローバルな市民を育成する教育に切り換えていくことが必要ではないだろうか。

今日、エコロジーや環境に対する関心が、企業でも国民の間でも高まっているが、環境教育なり消費者教育は、国民としての自覚だけではなく、より広域の市民としての自覚を高める上で重要な科目と思われる。

2011年度から小学校では、5年生から英語教育が始まる。残念ながら英語教育を始めるにあたって、文部科学省に日本の児童生徒を将来どのような成人にしようとしているのか、その理念像ははっきりしない。決まっているのは、英語に小学校段階から慣れさせること、特に音声を中心としたコミュニケーション能力の寛容をはかること、小さいときから英語嫌いにさせないためにも評価の対象にはしないこと、週1コマとすることなどである。そのため、今年度からの小学校教員採用に関し、英語を課したり、トッフルの試験を参考にしたり、何も問わなかったり、教育委員会単位でもさまざまな差が生じ始めている。

文部科学省の2010年度の小学校教員採用試験で英語を課した教育委員会は、全国の都道府県と政令都市65のうち、27に及んだことが09年12月に報告されている⁷⁾。ちなみに小学校教員採用試験に英語の科目はなく（小学校教員は全科目担任制を採用している関係上8教科—国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育のうち、

6つ以上の教科に関する専門科目の履修が必要)、また大学の小学校教員養成でも英語教員養成にはまだ対応がなされていない。新しい動きに、教員養成課程のカリキュラムの改革が追いついていないため、新たな自治体間格差を生じさせている例である。

さらに一条校の学校の多文化への対応を進めるためには、総合的教育の時間などを使用して、他の海外の文化や言語に対する関心を高めると同時に、また中学校の外国語教育は、学習指導要領上、英語ではなく外国語となっているのを最大に生かして、地域に応じた多様な外国語に触れさせると同時に、学習指導要領上の縛りを少なくして、英語に関心ある生徒の英語力は一層発展させつつ、英語に関心のない生徒には他の外国語にあてるようにすることである。

このような小手先の方法では、英語圏の生徒や欧米圏の生徒が日本の一条校に来るとは思えないが、それでも英語に親しんでいるフィリピン系やそのほかのアジア系の子ども並びに英語圏の旧植民地国からの出身者には、現状より英語を伸ばすには便利と思われる。また非英語圏出身の生徒にとっては、外国語の授業で自分の母語を鍛えることができるになれば、自信にもなり高等教育へ進学意欲も高まると思われる。

中学の学習指導要領は、英語が外国語となっている。したがって地域によっては、英語だけではなく、ポルトガル語を教えてもいいはずである。しかしポルトガル語を習ってもポルトガル語で受験できる大学が少なくは、かえって負担を増すばかりである。外国語や総合的学習の時間をもっとフレキシブルに活用できるようにする必要がある。高等学校を単位制の学校に改編していくことも、今日のように多様化が進んでいる時代には必要である。

8. 残された課題

もう1つ差し迫った課題としては、日本の学校

で行われている儀式を改編していくことも重要である。この問題は、最初に述べた日本の人の移動、グローバル化の特徴とも関連している。日本の人の移動の特徴は、アジアの日本の近隣諸国からの移動が圧倒的に多いことだった。端的に言って、中国と朝鮮半島が多い。この人々のなかには、日の丸や君が代に関して、祖父母の代からあまりいい印象をもっていない人も多く含まれる。良し悪しはともかく、事実としてそのような人々が含まれている。

1999年に国旗・国歌法が通り、法令化された。法案の段階では、国旗・国歌法が制定されても強制するつもりはないとされたにもかかわらず、例えば東京都などをみると、すべての儀式に日の丸の位置から声を出して君が代を斉唱するまで、細かな指示が出され、教員でこれらの指示に従わない者には、職務命令違反として処罰されている。外国人の子どもには、強制するつもりはないとされているが、実際には東京都では、外国人の子どもも歌わなかったりすると、日本の子ども同様に歌うよう指導されている。

考えてみればこれはすごいことである。儀式は象徴的な行為であり、参加者の共同感情を前提にして成り立つ。外国人は、日本人と異なる文化や価値、宗教的信念をもっており、これらの人々にも日本人と同様の行為を強制することは、多文化共生の第1条件から外れている。

夜間中学や定時制高校にも外国人の生徒が増えており、かれらには30代、40代、50代の者も多い。儀式から自分の子どもをひっこめさせたいと願うのは、決して父母たちの問題ではなく、生徒自身の問題でもある。中国人が増えていることは前述したが、中国の地域でも日本に多く来ているのは、戦前からつながりの大きい「旧満州」、現中国東北部からである。当然、夜間中学や定時制の40代、50代の生徒には、自分の父親や母親が日の丸や君が代の犠牲者となった者もいる。このような祭典にかかわる儀式には、出たくないことも起きるだろう。まして積極的に歌うことは避け

たくもなる。

すでに学校給食に関しては、アレルギーの児童生徒には別給食がなされている。健康的な配慮からであり、これは子どもの基本的な人権にもかかわることである。儀式への参加も、過去の忌まわしい記憶から自分の身を守るためには、精神的な健康上当然配慮しなければならないことである。多文化共生教育とは、儀式から父母の子どもを引き込みたい要望はもとより、本人の辞退したい権利もきちんと受け止めることが必要である。

もともとイギリスでも、多文化教育が浸透して行ったのは、人種関係法が定められたことと、英国国教会形式の朝礼から異なる信仰や移民の子どもの文化や信仰に配慮して、父母に引き込める権利を認めたことが大きい。ヒンドゥーやイスラムの信仰の子どもにとって、キリスト教的儀式になじめるとは限らない。

日本が多文化教育を真に実践しようとするなら、まず、今日の儀式を外国につながる児童生徒に強制するのをやめることから始めなければならないのではないか。これが実現すれば、なぜかれら外国人だけが、信仰や文化、あるいは過去の記憶が重視されるのかということになり、同じ日本人にも信仰や文化の異なる子どもはいるので、そのような子どもの権利も尊重すべきではないかとなり、しだいに多文化的なものに対する配慮も開かれていくのではないかと思われる。

あらためて指摘するまでもなく、日本の法律が外国人児童生徒の教育を義務化していないこともあり、文部科学省なども外国人児童生徒の教育を擁護する際、しばしば依拠する日本が批准し、締結した「子どもの権利条約」や「国際人権規約」には、こうした儀式を強制しないことがうたわれている⁸⁾。

これまで教育の世界での儀式の強制に反対してきたのは、教員であった。そのため、裁判では、職務命令に違反した教員の処分問題として議論されてきた。しかし、もし外国につながる子どもの父母や当の本人からこのような強制が訴えられた

とき、教育委員会はどのように対応するのだろうか。

政府は、心の内面にまで立ち入って強制することはしないと。しかし現実には、外国人でも日本人と同様の行動を取らない生徒には、教員が指導することを職務命令にしている教育委員会もある。そうした所は、教育委員会自身が、教員を処罰する前に、日本政府が批准し、締結している海外との条約を虚心坦懐に読み直してみるべきではないだろうか。

注

- 1) 入管協会、平成 21 年版『在留外国人統計』2009 年、⑧ページ。
- 2) 藩という体制支配に関しては、王柯、2008『多民族国家中国』岩波新書、35～47 ページに詳しい。また曾士才、西澤治彦、瀬川昌久、1995『暮らしがわかるアジア読本 中国』河出書房新社や陳舜臣・尾崎秀樹、2001『世界の歴史と文化 中国』新潮社を、版図に関しては、横山宏章、2009『中国の異民族支配』集英社新書、特に 26～34 ページを参照。
- 3) 佐久間孝正、2009 「『多文化共生社会』における教育のありかた」日本学術会議、『学術の動向』12 特集「グローバル化する世界における多文化主義」日本学術協力財団、49～50 ページ。
- 4) 平成 21 年版『在留外国人統計』44～47 ページを基に、集計し直したものである。
- 5) 佐藤群衛、2009 「日本における外国人教育政策の現状と課題—学校教育を中心に—」特集「日本における移民政策の課題と展望」Vol.1、移民政策学会編。氏は、現時点での日本の公立校における外国人教育を「適応教育」の一環としてみているが、筆者も同感であり、同様の視点から日本の公立校での教育の特徴を移民政策学会、同号で論じている。佐久間孝正「国際労働力移動と教育—イギリスと日本の比較の視点から」。
- 6) グンター・トイブナー、2006 「グローバル化時代における法の役割変化—各種のグローバルな法レ

ジームの分立化・民間憲法化・ネット化」(村上淳一訳)、ハンス・ペーター・マルチュケ=村上淳一編『グローバル化と法』信山社、3～23 ページ。

- 7) 『日経新聞』2009年12月13日。
- 8) 「子どもの権利条約」14条「思想、良心及び宗教の自由」及び「国際人権規約」18条「思想、良心及び宗教の自由」を参照。そもそも法律を成立させた当の内閣も強制する意図のなかったことは、野中広務・辛淑玉、2009『差別と日本人』角川新書、119～125 ページを参照。